

重 要

平成 29 年 2 月 22 日

会員各位

JU 静岡オートオークション
流通委員会
クレーム委員会

会員規約 一部追加のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成29年2月28日開催オークションより、会員規約の一部事項につきまして、
下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参
加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約追加事項

第5章 取引 第13条 落札車両の所有権

落札車両の所有権及び全ての権利は、落札店が落札車両代金等をJU静岡に払い込んだとき、
出品店から落札店に移転する。

以上